

川崎市立東小倉小学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画



令和8年度 川崎市立東小倉小学校 学校経営計画

教育関係法令・学習指導要領

かわさき教育プラン

夢教育21
学校の特色を生かしたプラン

中期経営目標（3年～5年の目標）

学校教育目標

- 東小倉という町に愛着をもち、誰もが明日も登校したくなる学校の創造。
- ・教職員の組織的協力による教育活動
 - ・魅力的な教育課程の編成
 - ・他と意欲的にかかわり合う力の育成
 - ・自己肯定感と規範意識の育成
 - ・地域の教育力を生かした教育活動の実現
 - ・キャリア在り方生き方教育の充実

めざす児童の姿

- ・健康でたくましい子
- ・自ら学び行動する子
- ・心豊かな明るい子
- ・進んで働く子
- ・世界に目を向ける子

- 「進んで伝えよう 思いを受け止めよう 豊かにかかわり合おう」を全教育課程の目標とし、児童の主体性と協働する心を育成していく。
- いじめや暴力は許さないという学校環境を構築するとともに、人権意識を高められるような道德教育を実践していく。
- 自らの健康に関心が向く保健指導の充実と、進んで運動する楽しさを味わえるような体育科・キラキラタイムの充実を図る。
- 「まちの魅力」を再発見するとともに、自らのキャリア発達に生かせるようなキャリア在り方生き方教育を実践していく。

短期経営目標（今年度の重点方針）

【A 部会】

- 学校教育目標の実現に向けて、「進んで伝え、思いを受け止め、豊かにかかわり合う」資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントに努める。
- 「聴いて考えてつなげる」授業を継続して行い、その基盤となる対話の力を育てる。

【B 部会】

- 学校スタンダードについて教職員が共通認識をもち児童指導を行い児童が自ら考える活動を重視することで規範意識の育成を図る。
- 自分や人のよさ、違いを互いに認め合い、大切にしようとする気持ちを育てる。
- 情報モラルと道德教育の推進。

【C 部会】

- 児童会活動をはじめ、学級での係活動や当番活動をする喜びを感じさせ、自主的・自発的な行動力を養う。
- 児童会や縦割り班活動を計画的に行い、機能をより有効に生かす。
- 委員会活動では、児童主体の計画を実現していく。

【D 部会】

- 自分の身体に関心を持ち、健康な体づくりができるようにする。
- 学校生活全般において、児童の体力の向上へとつながるきっかけをつくり、体を動かすことの楽しさや喜びを実感できるようにする。
- 避難の仕方を理解し状況に応じて身の安全を守る判断ができるようにする

★重点方針にかかる具体的な取組

- ①キャリア発達を支える国語科のグランドデザイン・各学年のグランドデザインを作成し、児童の実態に沿った効果的な教育活動を行う。
- ②全教科を通じて、「あたたかな聴き方・やさしい話し方」を基盤にした「聴いて考えてつなげる」授業を行う。

- ①児童に自ら考えさせることを繰り返すことで、相手の気持ちや状況などを考え、善悪を判断して行動できる力を育てる。
- ②各教科や様々な活動を通して、相手を思いやる言葉かけや行動を認め価値づけていく。
- ③家庭との共通理解を図るために、保護者への啓発活動を継続的に推進していく。

- ①児童会スローガンをもとに各行事で学年・学級の目指す児童の姿を具体化していく。
- ②教師主導ではなく、児童の主体的な活動を推進するために学びの場を確保していく。
- ③すべての教育活動を通して児童が自分事として受け止め実践できるよう、全職員が一体となり協働する力を価値づけていく。

- ①養護教諭、栄養教諭と協力して、学年や実態に応じて規則的な生活習慣や病気、けがの防止について指導し、家庭と連携を図る。
- ②体力UP委員会を中心に、児童が楽しみながら継続的に運動に取り組めるようにする。
- ③防災安全マニュアルを全職員で共通理解を図り、いざという時に迅速かつ確に行動できるようにする。

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長	教頭	教務主任	支援教育コーディネーター
総括教諭	各学年主任	養護教諭	

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証（校長・教頭）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（教務 CO）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（CO 総括）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（CO 総括）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（各学年主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（CO 総括）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（教務）
- 1年・・・・・・・・（1年主任）2年・・・・・・・・（2年主任）
- 3年・・・・・・・・（3年主任）4年・・・・・・・・（4年主任）
- 5年・・・・・・・・（5年主任）6年・・・・・・・・（6年主任）
- 支援級・・・・・・・・（支援級主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（CO 養護）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（CO）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会活動（代表委員会・計画委員会）との連携・・・・・・・・（児童会担当）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
- ・学校運営協議会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教務）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教頭・CO）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教頭・CO）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等）
4	・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担、年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等について ・かわさき共生＊共育プログラム・効果測定の実施について
5	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談期間の実施
6	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討と実施 ・学校生活アンケート集約について 【児童生徒指導点検強化月間】の取組 （具体的な内容 → 教育相談活動を通じた児童理解の徹底）
7	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート集約と結果を受けての対応について ・教育相談週間（個別面談）の実施 ・夏休み期間中の対応確認
8	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
9	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめ
10	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・後期の具体的な取組の確認
11	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・人権週間での子どもの権利学習 ・いじめ防止標語の取組
12	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討と実施 ・学校生活アンケート集約について ・教育相談週間（個別面談）の実施
1	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート集約と結果を受けての対応について
2	【学校体制振り返り月間】の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

教職員の取組

- ・いじめや暴力は絶対に許されないという学校環境の構築
- ・多様な個性を理解し、互いに認め合うことを大切にする教育の推進
- ・自己肯定感と規範意識の育成
- ・よりよい関わりを育むコミュニケーション能力の育成
- ・教職員の児童理解の共有（早期発見・未然防止）
- ・教育相談の充実

児童に示すキーワード「あいす」の「み」

「あ」…**あ**りがとうの感謝の気持ちと**あ**いさつ

「い」…**い**っしょに遊ぼう 誰一人取り残さない

いじめは、しない、させない、許さない

「す」…**す**ごいね、素晴らしいと他者を認める

「み」…**み**んながついている、一人で悩まない 相談する

教員のキーワード「あいす」の「み」

「あ」…愛情 子供たち一人一人への愛情

「い」…一期一会 今この瞬間の子供との出会いは二度とない

「す」…素顔 子供の本当の気持ちを汲み取る。真実を見る。

「み」…みんなで 困ったり悩んだりすることがあっても一人で抱え込まない。

学年で、学校全体で、みんなで解決する。一緒に考える。

「あいすとそーだの二刀流」

子供のことばを「そうだね」と受け止め、共感的理解を示すことも大切

児童の取組

[自主的な企画・運営]

- ・自主的なあいさつ運動
- ・各学年行事等での実行委員制による企画運営
- ・各委員会企画の集会・PR 活動

[交流活動の活性化]

- ・全校ふれあい班活動（6年生をリーダーとした縦割り班活動）
運動会等の行事 毎月1回程度のふれあい遊びの時間 ありがとう集会

- ・異学年交流活動
学習成果の発表や遊びの交流
- ・幼保小、小中連携活動
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・児童会による年間テーマの設定・掲示
『自分からチャレンジ！みんなで協力！笑顔いっぱいの東小倉っ子』

保護者の取組（PTA 活動）

- ・各種ボランティア活動

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動 交通安全指導 地域行事の開催